

12 平成16年12月17日申請（平成16年（争）第5号～第6号）（接続に関する費用負担）

（1）経過

（申請前の経緯）

平成16年4月27日に、委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知（平成16年（争）第1号～第2号）。

平成16年	
12月17日	NTT東日本及びNTT西日本から、あっせんの申請（平成16年（争）第5号（以下「第5号」という。）及び同第6号（以下「第6号」という。）。（⇒（2））
20日	委員会から、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第5号及び第6号）。
22日	あっせん委員（吉岡委員、浅井特別委員及び土佐特別委員）の指名（第5号及び第6号）。
平成17年	
2月9日	NTT東日本と平成電電が変更接続協定締結。
18日	NTT西日本と平成電電が変更接続協定締結。
21日	NTT東日本が、申請の取下げ（第5号）。（⇒（3）） NTT西日本が、申請の取下げ（第6号）。（⇒（3））
22日	委員会から、平成電電に対し、あっせん申請の取下げがあった旨の通知。

（2）申請における主な主張（第5号及び第6号）

平成電電は、NTT東日本（NTT西日本）の接続約款等に基づき提示する接続条件により平成電電の電話網とNTT東日本（NTT西日本）のIP電話網の接続に応ずるべき。

本件に係る接続条件は、現行の接続ルールに従っており、現に他の電気通信事業者にも適用されている。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者である平成電電は、同社の電話網とNTT東日本（NTT西日本）のIP電話網との接続に関して、電気通信事業法第32条に基づき、他事業者からの接続の請求に応じるべき義務を負うことから、接続請求を拒む正当な理由はない。

(3) あっせん申請取下げについての事情説明（第5号及び第6号）

平成16年12月17日付けのあっせん申請については、あっせん申請後、当事者間で電気通信設備の接続について合意し、接続協定を締結したため、取り下げる。

(参考)

接続協定の締結を受けて、平成17年3月1日から、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続が開始された。